

植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱(昭和43年4月22日付 43農政B才699号)
新旧対照表

新	旧
ホ3, 1, (7), エ ガス検定器(北川式, 理研干渉型, 焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。), <u>隔離式臭化メチル用防毒マスク(吸収缶は有機ガス用又は臭化メチル専用とし, 面体は全面型又は半面型とする。なお, 投薬時に半面型を使用するときはゴブリン形保護メガネを着用するものとする。以下「防毒マスク」という。)</u>, 空気呼吸器, 船艙密閉天幕, 連絡無線機, 救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備(保安要員を含む。)されている者であること。	ホ3, 1, (7), エ ガス検定器(北川式, 理研干渉型, 焰色反応型等の検定器をいう。以下同じ。), <u>隔離式有機ガス用防毒マスク(面体は全面型に限る。以下「防毒マスク」という。)</u>, 空気呼吸器, 船艙密閉天幕, 連絡無線機, 救急薬品等のくん蒸器材及び救急器材が十分整備(保安要員を含む。)されている者であること。